

○新潟市歴史資料及び文学資料選定委員会規則

平成24年3月16日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市附属機関設置条例(昭和35年新潟市条例第39号)により設置された新潟市歴史資料及び文学資料選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員7人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第3条 委員は、歴史資料及び文学資料に関する専門的な知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 委員会は、その所掌事務に係る特定の事項を調査審議させるため、部会を置くこと

ができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、文化観光・スポーツ部歴史文化課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。